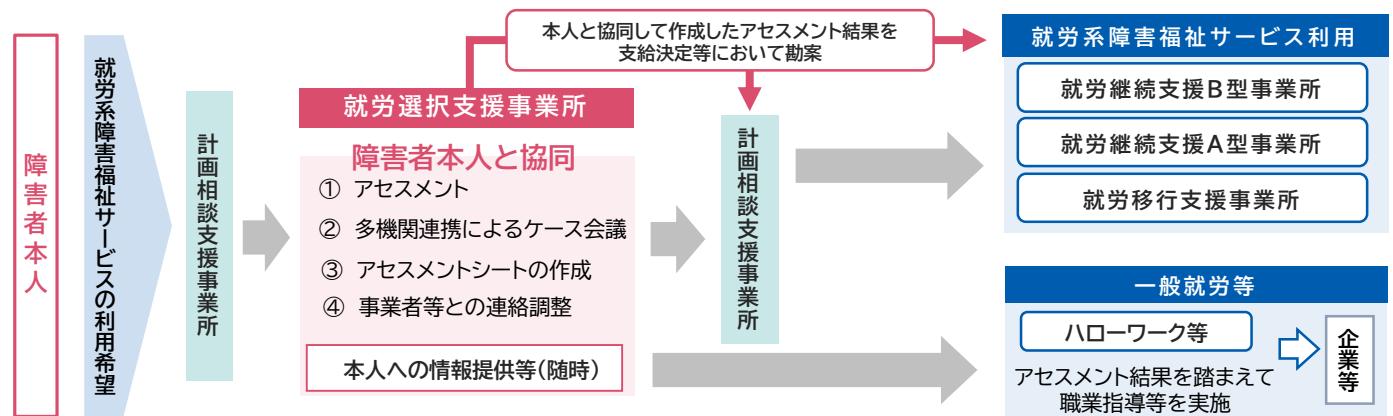


# 令和7年10月から開始される新しい就労系障害福祉サービス 「就労選択支援」のご案内

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始されます。

## 就労選択支援の主な内容

- ① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント)  
短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します
- ② 多機関連携によるケース会議  
利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します
- ③ アセスメントシートの作成  
アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます
- ④ 事業者等との連絡調整  
アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います



## 就労選択支援の対象者

- ・ 卒業後に、就労移行支援や就労継続支援の利用を検討している方
- ※ 就労選択支援の施行に伴い、令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに代わり「就労選択支援事業所によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が対象となります。近隣に就労選択支援事業所がない場合は自治体にご相談ください。
- ※ 特別支援学校等の生徒は、必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能です。

## 松本障害保健福祉圏域での取り扱いについて

- 当圏域内(松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村)では令和7年10月から就労選択支援事業を実施する事業者は1社の予定です(詳細は下記へお問い合わせください)
- 令和7年度中は就労選択支援事業所が十分に確保できていないため、就労継続支援B型の利用は従来の就労アセスメント対応を継続します(就労選択支援事業の利用を妨げるものではありません)
- 令和8年4月以降の当圏域内での就労選択支援事業の扱いについては年度内をめどに改めて通知を差し上げますのでご承知おきください

令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型の利用を考えている方やどのような就労先や働き方が自分に合っているのか迷っている方は下記窓口へご相談ください。

自治体窓口：生坂村健康福祉課 0263-69-3500

基幹相談支援センター：筑北三村障がい者基幹相談支援センター 0263-66-3036